

様式第5号（教育実習実施計画に関する書類）

| 教育実習・学校体験活動実施計画 | |
|-----------------|--|
| 1 | 教育実習・学校体験活動の内容及び成績評価等 |
| ① | <p>教育実習・学校体験活動の時期</p> <p>＜教育実習＞ 4年次5月～9月</p> <p>＜学校体験活動＞ 3年次5月～12月</p> |
| ② | <p>教育実習・学校体験活動の実習期間・総時間数</p> <p>＜教育実習＞ 中学校4週間程度（全授業時間120時間以上） 高等学校2週間以上（全授業時間80時間以上）</p> <p>＜学校体験活動＞ 中学校又は高等学校（合計45時間）</p> |
| ③ | <p>教育実習・学校体験活動の確保の方法</p> <p>＜教育実習・学校体験活動＞</p> <p>受入れを承諾している学校の中から希望する実習校を選び、内諾を得るように学生を指導する。 必要に応じ「星槎道都大学教育実習協議会」のネットワーク機能により調整を行う。</p> |
| ④ | <p>教育実習・学校体験活動内容</p> <p>＜教育実習＞</p> <p>主として次に掲げる目標を達成することができるよう、一定の実践的指導力を有する指導教員の 下で、観察・参加・実習等の方法により教育実践にかかわる学修を行う。</p> <p>(1) 生徒の発達や学校生活の実態と課題の理解</p> <p>(2) 学校経営方針、特色ある教育活動、組織体制、施設設備の維持管理等の理解及び研究</p> <p>(3) 学習指導要領及び生徒の実態を踏まえた学習指導案の作成と授業実践及び研究</p> <p>(4) 学習指導の基礎的技術（話法、板書、学習形態、授業展開等）の理解と研究</p> <p>(5) 特別活動、生徒指導、教育相談の体験的实践及び研究</p> <p>(6) 学校事務・学級担任、PTA活動、地域社会活動の体験的实践及び研究</p> <p>(7) 教師としての勤務や研究活動の理解及び実践</p> <p>＜学校体験活動＞</p> <p>学校運営の実際の状況を体験的に理解し、教員に求められる資質能力や自らの教員としての適格性を把握することができるよう、主として、次に掲げるような体験的な活動を行う。</p> <p>(1) 生徒の話し相手</p> <p>(2) 授業補助</p> <p>(3) 学校行事・部活動への参加</p> <p>(4) 事務作業の補助</p> <p>(5) 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助</p> <p>(6) 特別支援活動</p> |
| ⑤ | <p>教育実習・学校体験活動生に対する指導の方法</p> <p>＜教育実習＞</p> <p>実習中に実習生から指導教員に対し概ね5日ごとに実習状況を報告させ、適宜指導を行うとともに、 実習期間中の適切な時期に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。</p> |

<学校体験活動>

実習中に実習生から指導教員に対し一定期間ごとに実習状況を報告させ、適宜指導を行うとともに、実習期間中の適切な時期に指導教員が実習校へ巡回指導を行う。

⑥ 教育実習・学校体験活動の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

<教育実習>

以下の資料等に基づき、「星槎道都大学教職センター運営会議」において総合的に評価を行う。

- (1) 実習校からの資料（教育実習評価表・・・別紙添付）
- (2) 実習日誌
- (3) 教育実習レポート
- (4) 巡回指導時における評価
- (5) 実習後の面接
- (6) 教育実習反省記録
- (7) 教育実習体験発表会における発表内容

<学校体験活動>

以下の資料等に基づき、「星槎道都大学教職センター運営会議」において総合的に評価を行う。

- (1) 実習校からの報告
- (2) 学校体験活動レポート
- (3) 巡回指導時における評価
- (4) 実習後の面接
- (5) 学校体験活動反省記録
- (6) 学校体験活動体験発表会における発表内容

評価規準 ①多様な教育活動の実際に触れることができる。

②積極的に意欲を持って体験活動に取り組むことができる。

③教員に求められる資質や能力について考えを深めることができる。

④自らの教員としての適格性について考えを深めることができる。

⑤教職を目指す学生として今後の課題を明らかにすることができる。

<教育実習・学校体験活動>

| | | | |
|------|---|---------|-----------------------|
| 評価基準 | S | 100～90点 | 特に優れた成績 |
| | A | 89～80点 | 優れた成績 |
| | B | 79～70点 | 妥当と認められる成績 |
| | C | 69～60点 | 合格と認められる最低限の成績 |
| | F | 59点以下 | 合格と認められる最低限の成績に達していない |

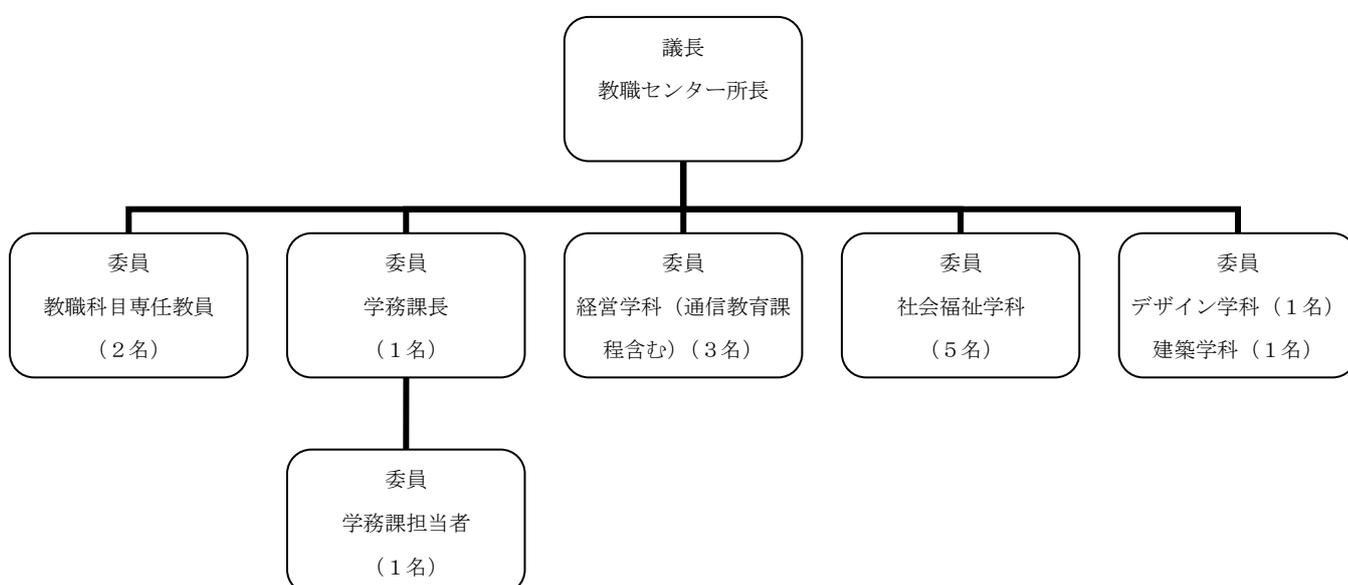
| |
|--|
| 2 教育実習・学校体験活動の事前及び事後の指導の内容等 |
| <p><教育実習> 事前指導においては、教育実習生として遵守すべき義務と責任、身に付けておくべき技能等を理解させるとともに、誠実かつ積極的に実習に取り組む意欲の向上を図る。事後指導においては、実習の成果を振り返り、以後の学修においてさらに修得することが必要な知識や技能について理解させる。</p> <p><学校体験活動> 事前指導においては、学校体験活動の意義・内容をはじめ、体験活動の実習生として遵守すべき義務と責任等を理解させるとともに、誠実かつ積極的に体験活動に取り組む意欲の向上を図る。事後指導においては、体験活動の成果を振り返り、以後の学修においてさらに修得することが必要な知識や技能について理解させる。</p> |
| <p>① 時期及び時間数</p> <p><教育実習> 3年次10月～4年次10月（30時間）</p> <p><学校体験活動> 3年次6月～4年次12月（15時間）</p> |
| <p>② 内容（具体的な指導項目）</p> <p><教育実習></p> <p>【事前指導】（1）教育実習の流れ等に係る全般的事項の説明（2時間） （2）教育実習の意義・内容及び実習生として遵守すべき事項等の指導（4時間） （3）漢字、一般教養、論文、レポート、板書指導に係る演習（4時間） （4）学習指導案の作成（6時間） （5）模擬授業（4年生の体験発表等を含む）の実施（6時間）</p> <p>【事後指導】（1）実習の反省（2時間） （2）教育実習反省記録の作成（2時間） （3）教育実習体験発表会の実施（4時間）</p> <p><学校体験活動></p> <p>【事前指導】（1）学校体験活動の流れ等に係る全般的事項の説明（1時間） （2）学校体験活動の意義・内容及び実習生として遵守すべき事項等の指導（4時間） （3）体験活動内容に係る実習校の指示の確認（2時間） （4）学校体験活動実施案の作成（3時間）</p> <p>【事後指導】（1）実習の反省（2時間） （2）学校体験活動反省記録の作成（1時間） （3）学校体験活動体験発表会の実施（2時間）</p> |

3 教育実習・学校体験活動に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
「星槎道都大学教職センター運営会議」
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教職センター所長、各学科代表教員、教職専任教員、学務課長（相当職）
構成員数15名
- ・ 委員会等の運営方法
教育実習指導の計画と実施、教育実習受講資格の判定、教育実習等の評価等に関して協議が必要な場合、教職センター所長が招集し、議長となって当会議を運営する。

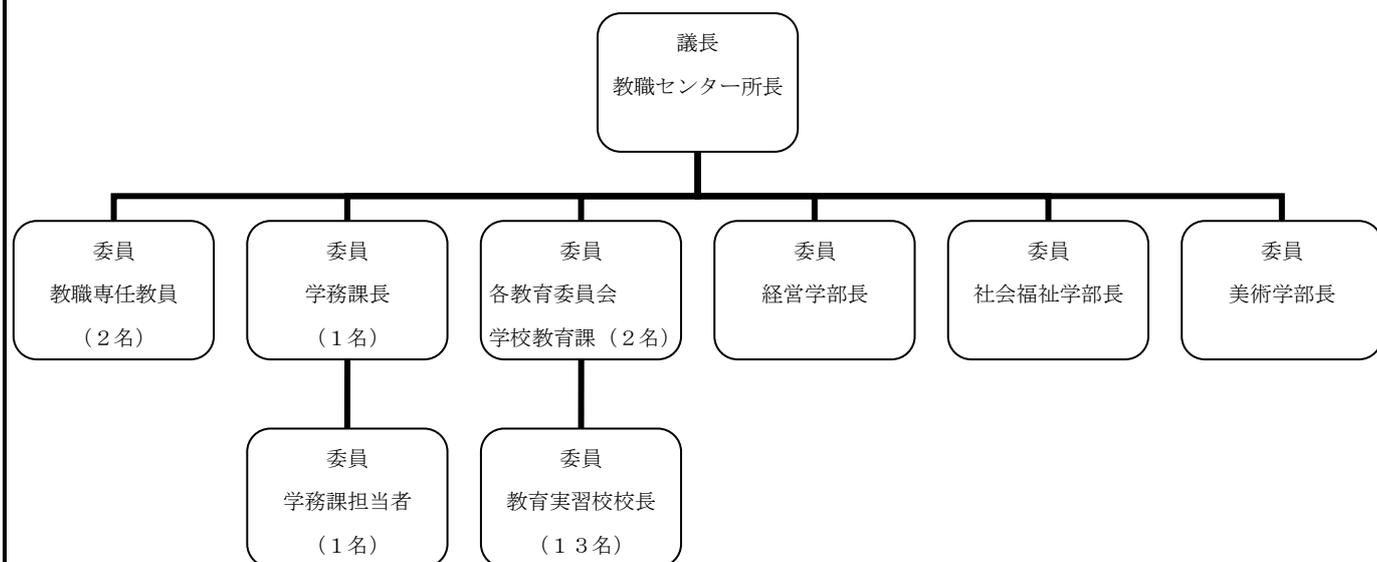
【委員会の組織図】



② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- ・ 委員会等の名称
「星槎道都大学教育実習協議会」
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）
教職センター所長、学部長、教職センター教員、学務課長（相当職）
教育委員会学校教育担当、実習校校長
構成員23名
- ・ 委員会等の運営方法
学内組織の星槎道都大学教職センター運営会議の議長である教職センター所長が招集し、教育実習指導の計画（実習生配置計画含む）等の協議を行う。

【委員会の組織図】



4 教育実習・学校体験活動の受講資格

(1) 基本要件

- ・授業を行うのにふさわしい学力・見識・良識を有すること
- ・教育実習に係る関係書類を提出すること
- ・指定するガイダンス等に出席すること

(2) 単位取得要件

- ・共通教育科目は、24単位以上を修得（情報基礎演習、スポーツ総合、健康科学を含む）
- ・専門科目は、1・2年次に開講される「必修科目」を全て修得
- ・「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導教育相談等に関する科目」は、1・2年次に開講される「必修科目」を全て修得
- ・2年次前期修了時の通算GPAが良好な者

(3) 上記要件の他、事前レポート、漢字テスト、小論文、面接の結果等により、星槎道都大学教職センター運営会議において総合的に審議し、受講許可を決定する。

| 5 教育実習・学校体験活動実習校(通信教育課程実習校) | | | | |
|-----------------------------|------|------------|--|---------------|
| 教育実習 | 体験活動 | 学級数の合計 | 中学校67学級、高等学校56学級 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立東部中学校（北海道北広島市美咲野1丁目12-1） 学級数：14 生徒数：372人 28人（内訳）教諭27人、養護教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立西部中学校（北海道北広島市輪厚中央1丁目12-1） 学級数：8 生徒数：171人 16人（内訳）教諭15人、養護教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立大曲中学校（北海道北広島市大曲中央2丁目4-1） 学級数：16 生徒数：481人 32人（内訳）教諭30人、講師1人、養護教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立西の里中学校（北海道北広島市西の里790） 学級数：10 生徒数：231人 21人（内訳）教諭19人、養護教諭1人、栄養教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立広葉中学校（北海道北広島市広葉町5丁目1） 学級数：8 生徒数：169人 19人（内訳）教諭17人、養護教諭1人、栄養教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北広島市立緑陽中学校（北海道北広島市緑陽町3丁目4） 学級数：5 生徒数：115人 15人（内訳）教諭12人、養護教諭1人、講師2人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 星槎もみじ中学校（北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1） 学級数：6 生徒数：95人 22人（内訳）教諭13人、講師8人、養護教諭1人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北海道北広島高等学校（北海道北広島市共栄305-3） 学級数：23 生徒数：906人 71人（内訳）教諭63人、講師6人、養護教諭2人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 北海道北広島西高等学校（北海道北広島市西の里東3丁目3-3） 学級数：21 生徒数：703人 54人（内訳）教諭48人、講師4人、養護教諭2人 | |
| ○ | ○ | 学校名 教員数 | 星槎国際高等学校（北海道札幌市厚別区もみじ台北5丁目12-1） 学級数：12(本部長、北広島・札幌北学習センター) 生徒数：6,012人 21人(本部長、北広島・札幌北学習センター) (内訳)教諭20人、講師1人 | |
| ○ | ○ | 教育委員会名 | 北広島市教育委員会 | 小学校：8校 中学校：6校 |

年度 教育実習評価表

| 実習校 | | 学校長 | | 印 | 指導教諭 | | 印 |
|-----------------------|---------|--|-----|---|------|-------|----|
| 実習校住所 | | | | | 電話 | | |
| 実習教科目 | | | 実習生 | | | 所属大学 | |
| 実習期間 | 年 月 日より | 出勤すべき日数 | 日 | 欠 | 病欠 日 | 遅刻 | 回 |
| | 年 月 日まで | 出勤した日数 | 日 | | 勤 | | |
| | | | | | | その他 日 | 早退 |
| | | | | | | 計 日 | |
| 項目 | | 評価の観点 | | | | | 評価 |
| 学習指導 | 教材研究 | 教材・教具の準備, 実験・実習の準備, 指導案の作成 | | | | | |
| | 指導方法 | 動機づけ, 授業の展開, 教材・教具の使用, 実験・実習の指導, 板書, 発問, 言語・音声 | | | | | |
| 生活指導 | 生徒理解 | 生徒との接触, 給食の指導, 掃除の指導, 学校行事への参加, クラブ・部活動への参加 | | | | | |
| | 学級指導 | 生徒の掌握, 生徒の指導, 学級・HR活動の指導 | | | | | |
| 実習態度 | 勤務態度 | 実習への意欲, 出勤状況, マナー, 教員と協力, 教師としての自覚 | | | | | |
| | 実務能力 | 学級経営の事務処理, 実習日誌等の書類の提出 | | | | | |
| 総合評価 (教師としての資質の評価を含む) | | | | | | | |
| 総合所見 | | | | | | | |

注：項目別評価及び総合評価は5段階の絶対評価とする。

S (秀) A (優) B (良) C (可) D (不可)

| | |
|------|--|
| 学籍番号 | |
|------|--|

教育実習、学校体験活動受入承諾書

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学 経営学部経営学科 通信教育課程に係る教育実習生の教育実習、学校体験活動の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習等の受入れは、令和5年度入学以降の学生の实習等を対象とする。
- 2 学校体験活動については、次のとおりとする。
 - (1) 学校体験活動とは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことをいう。

(主な活動内容)

 - 生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への支援
 - 事務作業の補助
 - 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等
 - (2) 学校体験活動において学生が行う支援、補助業務の指示は受入校の校長が行う。
 - (3) 学校体験活動に関する学生への指導や評価は大学の担当教員が行う。
 - (4) 学校体験活動に関する上記以外の事項については、大学と受入校との協議により決定する。
- 3 教育実習、学校体験活動の受入れについては、大学の依頼に基づき、協議の上、校長が決定する。

以上

令和 4年 2月 28日

北海道星槎学園
星槎道都大学
学 長 飯 浜 浩 幸 様

(学 校 名) 学校法人国際学園
星槎もみじ中学校 _____

(学 校 長) 校長 澤口 文裕 _____

教育実習、学校体験活動受入承諾書

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学 経営学部経営学科 通信教育課程に係る教育実習生の教育実習、学校体験活動の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習等の受入れは、令和5年度入学以降の学生の实習等を対象とする。
- 2 学校体験活動については、次のとおりとする。
 - (1) 学校体験活動とは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことをいう。

(主な活動内容)

 - 生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への支援
 - 事務作業の補助
 - 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等
 - (2) 学校体験活動において学生が行う支援、補助業務の指示は受入校の校長が行う。
 - (3) 学校体験活動に関する学生への指導や評価は大学の担当教員が行う。
 - (4) 学校体験活動に関する上記以外の事項については、大学と受入校との協議により決定する。
- 3 教育実習、学校体験活動の受入れについては、大学の依頼に基づき、協議の上、校長が決定する。

以上

令和 4年 2月 28日

北海道星槎学園
星槎道都大学
学 長 飯 浜 浩 幸 様

(学 校 名) 北海道北広島高等学校

(学 校 長) 校長 目谷 信靖

教育実習、学校体験活動受入承諾書

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学 経営学部経営学科 通信教育課程に係る教育実習生の教育実習、学校体験活動の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習等の受入れは、令和5年度入学以降の学生の实習等を対象とする。
- 2 学校体験活動については、次のとおりとする。
 - (1) 学校体験活動とは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことをいう。

(主な活動内容)

 - 生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への支援
 - 事務作業の補助
 - 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等
 - (2) 学校体験活動において学生が行う支援、補助業務の指示は受入校の校長が行う。
 - (3) 学校体験活動に関する学生への指導や評価は大学の担当教員が行う。
 - (4) 学校体験活動に関する上記以外の事項については、大学と受入校との協議により決定する。
- 3 教育実習、学校体験活動の受入れについては、大学の依頼に基づき、協議の上、校長が決定する。

以上

令和 4年 3月 3日

北海道星槎学園
星槎道都大学
学 長 飯 浜 浩 幸 様

(学 校 名) 北海道北広島西高等学校(学 校 長) 校長 佐賀 聡

教育実習、学校体験活動受入承諾書

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学 経営学部経営学科 通信教育課程に係る教育実習生の教育実習、学校体験活動の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習等の受入れは、令和5年度入学以降の学生の实習等を対象とする。
- 2 学校体験活動については、次のとおりとする。
 - (1) 学校体験活動とは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことをいう。

(主な活動内容)

 - 生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への支援
 - 事務作業の補助
 - 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等
 - (2) 学校体験活動において学生が行う支援、補助業務の指示は受入校の校長が行う。
 - (3) 学校体験活動に関する学生への指導や評価は大学の担当教員が行う。
 - (4) 学校体験活動に関する上記以外の事項については、大学と受入校との協議により決定する。
- 3 教育実習、学校体験活動の受入れについては、大学の依頼に基づき、協議の上、校長が決定する。

以上

令和 4年 2月 28日

北海道星槎学園
星槎道都大学
学 長 飯 浜 浩 幸 様

(学 校 名) 星槎国際高等学校

(学 校 長) 校長 前田 豊

教育実習、学校体験活動受入承諾書

学校法人北海道星槎学園が設置する星槎道都大学 経営学部経営学科 通信教育課程に係る教育実習生の教育実習、学校体験活動の受入れについて、下記のとおり承諾します。

記

- 1 実習等の受入れは、令和5年度入学以降の学生の实習等を対象とする。
- 2 学校体験活動については、次のとおりとする。
 - (1) 学校体験活動とは、学校における教育活動や学校行事、部活動、学校事務などの学校における活動全般について、支援や補助業務を行うことをいう。

(主な活動内容)

 - 生徒等の話し相手、遊び相手
 - 授業補助
 - 学校行事や部活動への支援
 - 事務作業の補助
 - 放課後児童クラブ、放課後教室、土曜授業の補助 等
 - (2) 学校体験活動において学生が行う支援、補助業務の指示は受入校の校長が行う。
 - (3) 学校体験活動に関する学生への指導や評価は大学の担当教員が行う。
 - (4) 学校体験活動に関する上記以外の事項については、大学と受入校との協議により決定する。
- 3 教育実習、学校体験活動の受入れについては、大学の依頼に基づき、協議の上、校長が決定する。

以上

令和 4年 3月 10日

北海道星槎学園
星槎道都大学
学 長 飯 浜 浩 幸 様

(学 校 名) 北海道北広島教育委員会

(職名・氏名) 教育長 吉田 孝志